

[事案 2023-157] 就業不能給付金支払請求

・令和 6 年 3 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

適応障害により休職したため、令和 3 年 1 月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、適応障害は給付対象外として支払われなかった。しかし、契約前に、募集人に対し、適応障害により休職した場合でも給付金が支払われる保険に加入したいと伝え、支払われることを再三確認した上で契約したことから、就業不能給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約の当事者は保険約款に拘束されるどころ、申立人が罹患したとする適応障害については、約款上免責事由として定めている。
- (2) 募集人は、適応障害が保障対象となるような誤った説明はしていない。
- (3) 万が一、募集人に誤った説明があったとしても、保険契約の附合契約性から、免責事由が影響を受けることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。